

Title	偽りの家政：ハインリヒ・フォン・クライストの「拾い子」における家父とポリツァイ
Sub Title	Ein verstellter Haushalt. Zu Hausvater und Polizei in Heinrich von Kleists Der Findling
Author	橘, 宏亮(Tachibana, Hirosuke)
Publisher	慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会
Publication year	2023
Jtitle	慶應義塾大学日吉紀要. ドイツ語学・文学 (Hiyoshi-Studien zur Germanistik). No.64 (2023.) ,p.1- 24
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10032372-20231031-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

偽りの家政

——ハインリヒ・フォン・クライストの「拾い子」 における家父とポリツァイ——

橋 宏 亮

1. 家父の予防的措置／家父の情動

ハインリヒ・フォン・クライスト（1777～1811年）が『物語集』第二巻（1811年）において発表した小説「拾い子」の冒頭で描かれているのは、家長として、自らが管理する家に配慮する家父（Hausvater）の姿である。「ローマの裕福な土地取引業者」¹⁾アントーニオ・ピアキは、商用のため、若き妻エルヴィーレを「親戚たちの保護のもと」（265）ローマに残し、11歳になる一人息子のパオロを連れてラゲーザへと出かける。旅の途上、ラゲーザでペストのような病が確認されたとの報に接したピアキは、近郊までたどり着いたところで旅を中断し情報収集に努めるが、状況は悪化、市門も封鎖されるに至ったため、引き返す決意をする。「息子に対する心配が商売上の関心にまさってしまった」（265）からである。ここで商人ピアキの関心が向けられているのは、家族成員（ここでは妻と息子）の生命・健康と商売上の利益、この二点である。家を維持するため

1) Heinrich von Kleist: Der Findling. In: ders.: Sämtliche Werke und Briefe in vier Bänden, hrsg. von Ilse-Marie Barth/Klaus Müller-Salget/Stefan Ormanns/Hinrich C. Seeba, Bd. 3, Frankfurt a. M. 1990, S. 265–283, hier S. 265. 以下「拾い子」からの引用は本版により、本文中に頁数を記す。翻訳は筆者によるものである。

にはそれを構成する妻や息子の安全は確保されねばならない。他方で家政を運営していくためには商売で利益を上げる必要もある。この両者に配慮しながら行動するピアキは、家長として家を維持・管理しようとする家父に他ならない²⁾。

その後ピアキはペストに感染した少年ニコロと出会う。これ以降、ここまで家のために慎重に予防措置を講じてきた彼が、たびたび瞬間的な情動に突き動かされ熟慮なしに行動してしまう³⁾。この部分の描写も確認しておこう。ピアキがローマへ向けて出発しようとする時、一人の少年が彼の腕をつかんでくる。自分は感染していて追手から逃げている。このままでは父と母が亡くなった病院へと連行されてしまうから助けてほしい、と「ひどく動揺した様子で (in großer Gemütsbewegung)」嘆願するのである。「最初、恐怖に動揺した (in der ersten Regung des Entsetzens)」ピアキが思わず少年を突き飛ばしそうになったその瞬間、少年は気絶して倒れる。これを見た「善良なる老人に憐みの情がわき上がり (so regt sich des guten Alten Mitleid)」(265)、「これからこの子をどうすべきか皆目見当がついていないにもかかわらず」(266)、彼を馬車に乗せてしまう。最初の宿場で冷静さを取り戻したピアキが、いかにしてこのペスト感染者から逃れようかと思案していたところに当局の追手が現れ、三人はラゲーズ市内の病院へと連行されてしまう。ピアキは発症せず、問題の少年——名をニコロという——も回復する。ところが息子のバオロは感染し三日後に亡くなってしまう。息子を埋葬したのち、「悲しみに打ちひしがれていた (von Schmerz bewegt)」(266)ピアキがローマへと出立しようとしていると、別れの挨拶にとニコロが歩みより旅の幸運を祈る。この瞬間ピアキ

2) したがってエスターレが、この描写に関連して「父の配慮 (väterliche Fürsorge)」という言葉を使用しているのは正当である (Günter Oesterle: Redlichkeit versus Verstellung – oder zwei Arten, böse zu werden. In: Walter Hinderer (Hrsg.): Kleists Erzählungen, Stuttgart 1998, S. 157–180, hier S. 159)。

3) この点についてはエスターレも指摘している。Vgl. ebd., S. 159–160。

は、「深く感動しながら (in einer großen Bewegung)」(266)⁴⁾ 息子の代わりにニコロを馬車に乗せ、ローマへと連れていく。このように、ニコロとの出会い以降の描写において *regen*, *bewegen* という同じ語場に属する単語によってピアキの情動が強調される。この間、彼にはニコロを手放す機会は何度かおとずれていたが、いくつかの偶然やピアキ自身の情動から発する行為によって、事態は予測不可能な形で進展し、最終的にはニコロをローマの家へと迎え入れることになってしまうのである。この場面で、偶有性 (Kontingenzt) や偶然 (Zufall) の問題が意識的に扱われているのは間違いない⁵⁾。

その後ピアキは、亡き息子パオロの代わりに、拾い子ニコロを自らの事業経営の後継者とすべく教育し、妻エルヴィーレの承諾のもと、正式に養子縁組も結ぶ。60歳を迎えたときには、生前贈与にて財産の大半を法的にニコロに譲り渡し、自らはエルヴィーレとともに隠居の身へと退く。その一方、ニコロの放蕩癖が日に日に目に余るようになり、安泰かに見えた夫妻の心配の種となっていた。ピアキとエルヴィーレはニコロの道徳的規律化を試みるも失敗し、紆余曲折を経たのち、最終的には一家全員の死亡、すなわちピアキ家の滅亡という結果でもって物語の幕が閉じられる。

家に配慮する父の描写から始まり、同じ家の消滅でもって締めくくられるクライストの物語「拾い子」において、「家」の観念が中心的な役割を演じているという点は、疑い得ないであろう。本稿も以下、この観点から物語の分析を試みる。家や家族の問題は本作の既存研究においてもしばし

4) この *Bewegung* は心の動きだけでなく、馬車に乗せる際の体の動きとも読めるといふ点はしばしば指摘されている。Vgl. Klaus Müller-Salget: *Kommentarteil*. In: Kleist: *Sämtliche Werke und Briefe* (Anm. 1), Bd. 3, S. 862–879, hier S. 872.

5) こうした観点から「拾い子」を分析したものとしては以下がある。Joachim Müller: *Zufall und Vorfall. Geschehenswelt und Erzählstruktur in Heinrich von Kleists Novelle „Der Findling“*. In: *Zeitschrift für Germanistik* 4 (1982), S. 427–438; Oesterle: *Redlichkeit versus Verstellung* (Anm. 2).

ば取り上げられてきた。その際多くの論者が、主に、ピアキ家において支配的な道徳的規律化への指向性を根拠として、クライストが描く家と1800年頃に啓蒙主義の影響下に発展した理想的市民像との関係性を指摘している⁶⁾。それに対して本稿は、クライストの描写にはむしろ、アリストテレスの実践哲学にまで遡るヨーロッパ伝統の家政学 (Ökonomie) および家政学上の「全き家」の観念が表れていると見る⁷⁾。その上で、家政学からも影響を受けていた絶対主義的な行政理論すなわちポリツァイ学をも参照しながら、クライスト作品の新たな政治的意義を明らかにするのが本稿の目的である。

2. 旧ヨーロッパの家政学

先に示した「拾い子」のあらすじにおいて登場した疫病 (ペスト)、父の予防的配慮とそれにより保護されるべき妻と息子、商売上の利潤、情動 (Affekt)、家庭内の道徳的規律化等はすべて古代ギリシアにまで遡るヨー

6) この方向性をとる研究に分類できるものとしては例えば以下がある。

Vgl. Anthony Stephens: Heinrich von Kleist. The Dramas and Stories, Oxford/Providence 1994, S. 224–235; Oesterle: Redlichkeit versus Verstellung (Anm. 2); Adam Soboczynski: Die Impotenz des Händlers und das Geheimnis einer trefflichen Frau. Ökonomie und Verstellung in Kleists Novelle ‚Der Findling‘. In: Kleist-Jahrbuch 2000, S. 118–135; Günter Blamberger: Der Findling. In: Ingo Breuer (Hrsg.): Kleist-Handbuch. Leben – Werk – Wirkung, Stuttgart/Weimar 2009, S. 133–136. 他方、時田は14・15世紀イタリアの家族像との関連性を見る。時田郁子「ピアキの最期—クライスト『拾い子』について—」, 『成城文藝』242巻 (2017年) 100～115頁, ここでは105頁参照。

7) 父の形象の公的性格という観点からクライスト作品を取り上げるニチュケの研究も、「拾い子」については、家庭内における家父の権威の揺らぎを指摘するにとどまり、家政学にまで遡った分析はなされていない。Vgl. Claudia Nitschke: Der öffentliche Vater. Konzeptionen paternaler Souveränität in der deutschen Literatur, Berlin/Boston 2012, S. 220–231.

ロッパ伝統の家政学（Ökonomie）において扱われる問題である⁸⁾。アリストテレスの学問体系において家政学は、倫理学、政治学とともに、実践哲学としての広義の倫理学の一部門として位置付けられる。倫理学、家政学、政治学は、それぞれレベルは異なるがすべて支配について論じる学であるという点で一致しており、倫理学は個人の精神における理性の支配を、家政学は「家（oikos）」における父の支配を、政治学はポリスにおける為政者の支配をそれぞれ扱う⁹⁾。アリストテレス倫理学における道徳的理想とは「自らの情動（Affekte）に対する支配」¹⁰⁾によって得られる中庸の精神であって、極端に走る情動は理性によって制御されねばならないとされる。すでに述べた通り、倫理学と家政学との違いとは基本的にはレベルの違いでしかないから、倫理学におけるこの道徳的理想は家政学においても通用することになる。こうした学問的伝統において、家政学とは、「よく管理された家の運営に必要なことがらすべてについての学」¹¹⁾と定義付けられ、そこでは「家の秩序」と家を構成する「魂を有するものと魂を有しないものに対する支配」についても論じられることになるのだ¹²⁾。当然、家族成員に対する家父による道徳的規律化も要請される。他方、妻や息子あるいは婢僕は、自由人たる家父の支配に服することで逆に、保護を受ける権利

8) 家政学については歴史家オットー・ブルンナーの研究、とりわけ以下参照。オットー・ブルンナー（石井紫郎他訳）『『全き家』と旧ヨーロッパの『家政学』』、オットー・ブルンナー（石井紫郎他訳）『ヨーロッパその歴史と精神』岩波書店、1974年、151～189頁所収、Otto Brunner: *Adeliges Landleben und europäischer Geist*, Salzburg 1949。以下、家政学についての叙述は大部分これらの研究によった。

9) この点についてはブルンナー「『全き家』」（注8）162～165頁、Brunner: *Adeliges Landleben* (Anm. 8), S. 248–252 参照。

10) Ebd., S. 250.

11) Michael Stolleis: *Geschichte des öffentlichen Rechts in Deutschland*. 1. Band, München 1988, S. 339.

12) Brunner: *Adeliges Landleben* (Anm. 8), S. 248.

を得ることになる¹³⁾。他の権力からの介入を受けることのない「自由圏 (Freiung)」としての家における家父の支配に関して、歴史家オットー・ブルンナーは次のように述べている。

自力救済を多少ともひろく認めているような世界においては、家の平和のなかに生きている人々を保護し、かれらのために責任を負う家長の支配権力を必要とした。それゆえ家長は、都市法や村法が示しているように、かれの家の者に対して——奴婢に対しても——広範な懲戒権をもっていた¹⁴⁾。

家父の支配する家は経済的な共同体であると同時に、独立した自由圏として、政治的な共同体でもあったのだ。ブルンナーがこうした「家」の観念を、ヴィルヘルム・ハインリヒ・リールの言葉を借りて、「全き家 (das ganze Haus)」と名付けるのもそのためである。

家の秩序に関する、政治的・道徳的に動機付けられた学としての家政学は、中世スコラ哲学、ルネッサンス人文主義へと受け継がれ、また他方で、時代を追うごとに進化し続ける農業技術論を包摂しながら発展を続け¹⁵⁾、17世紀に登場した「家父の書 (Hausväterliteratur)」とよばれる一連の文献においてその頂点を迎えることになる¹⁶⁾。自給自足の農業経営を主体とした地方の貴族あるいは農民の家をモデルとし、いわば農業経営の実践的指南書として書かれていた「家父の書」が扱う内容は、広範囲かつ雑多な

13) ブルンナー『「全き家」』(注8) 157～158頁参照。

14) 同上 158頁参照。

15) Vgl. Brunner: *Adeliges Landleben* (Anm. 8), S. 248–274.

16) いわゆる「家父の書」については以下参照。Ebd., S. 237–339; Jutta Brückner: *Staatswissenschaften, Kameralismus und Naturrecht. Ein Beitrag zur Geschichte der Politischen Wissenschaft im Deutschland des späten 17. und frühen 18. Jahrhunderts*, München 1977, S. 51–56; Stolleis: *Geschichte des öffentlichen Rechts* (Anm. 11), S. 338–342.

ものであった。農業経営にまつわる細かな知識（葡萄栽培、酒造、果樹栽培、家畜・家禽等々）や技術論以外に、家族構成員に関する事柄でいえば「家父の宗教的課題、家父と家母の関係、彼らの子供や使用人に対する関係、彼らの徳および悪徳、彼らの友人・隣人・貧者に対する関係」等が論じられ、また「家庭内での衛生および病人の管理」についても説明の対象となった¹⁷⁾。ブルンナーによって「家父の書」の代表的な例として取り上げられるホーベルクの『篤農訓』（初版1682年）でも、家父に対して教育以外にも「戦争や疫病の危難にさいしての対処のしかた」が指南され、「子とくに娘の教育」については主婦の役割とされる¹⁸⁾。

「家父の書」が示す通り、旧ヨーロッパ的な家政学とは、端的にいえば、健全かつ道徳的な秩序維持に配慮した家の運営を論じる学であり、経営に関する知識も一部対象になっていたとはいえ、現代において *Ökonomie* という言葉が第一義的に意味する国民経済や流通経済とは異質のものである¹⁹⁾。そもそも自給自足の家政を前提とするアリストテレスの家政学においては、商業もそれを補う限りでのみ許容されるにすぎず、利潤獲得を自己目的とする「貨殖論 (Chrematistik)」は道徳的な観点から非難されているのである²⁰⁾。

クライストの「拾い子」に話を戻そう。冒頭部分で家父であるピアキが、自分の留守中、残される妻を保護するために親戚に預け、またペスト感染

17) Brückner: Staatswissenschaften (Anm. 16), S. 53.

18) ブルンナー 「『全き家』」(注8) 153頁。

19) この点についても同上参照。ブルンナーは次のように述べる。「国民経済学の前史に対しては、旧ヨーロッパの家政学の歴史はきわめてわずかの寄与をなしうるにすぎない。もとより、家政学を国民経済学の『素朴な』または『批判的方法以前の』段階と見るのも当たらない。それによって家政学の歴史的意義が完全に明らかになるわけではないのだから。けだし家政学は、まさに『全き家』の学であり、そこでおこなわれる近代的意味で『経済的』な活動のみに関する教えではないのである。」(同上 163～164頁)

20) 同上 154頁参照。「貨殖論」については Brunner: *Adeliges Landleben* (Anm. 8), S. 303–305 も参照。

の危険に接して、息子のために旅の中断を決意するとすれば、彼は家政学の教えに従って行動しているのであり、逆に、瞬間的な感情に流され後先を考えずベスト感染者を馬車に乗せた行為は、たとえそれがルソーによって賞賛される憐みの情によるものであったとしても、理性による情動の抑制を説く家政学の教えからの逸脱を示すものといえる。ピアキとエルヴィーレによるニコロに対する道徳的規律化の試みも、概して徳育を重視する傾向にある「家父の書」の内容と一致する。さらに家政学において家父の支配権の一環として要請される家族成員に対する懲戒権についても、クライストの物語には対応する描写がある。ニコロと、エルヴィーレの姪で、「ローマで彼女の監視のもと教育され」(268)「道徳的でしつけのよい」(271)女性となっていたコンスタンツェとの結婚は両親を喜ばせる。息子の手癖の悪さもこれで矯正されるであろうと思われたからである。ところがニコロは愛人との関係が続ける。あるとき、妻には友人に招待されたと嘘をつき、実際には愛人とカーニバルを楽しんでいたニコロが夜遅く仮装姿のまま帰宅すると、その姿を偶然目にしたエルヴィーレがどういうわけか気絶してしまう。とっさに母を助けようとしたニコロだが、父にこの姿を見られると「叱責を受けるのではないかという憂慮が他のあらゆる考えを押しつけてしまったがために」(271)、その場からさっさと立ち去ってしまう。ミュラー＝ザルゲトも注釈で指摘している通り、ここでニコロは、父の権威に服し、またそれにおびえる息子として振舞っている²¹⁾。さらにその後、エルヴィーレの部屋に忍び込んだニコロを心配させるのも、見つければ「罰せられる (gestraft zu werden)」(274) かもしれないという憂慮である。これらの箇所から親の子に対する懲戒権の存在は容易に推定できる。ピアキ家を構成する人々は、家長が利潤獲得を追求する商人であるという点を除けば、伝統的な家政学が理想とするところの家の諸規範に従って行動していると見て間違いない。

家政学は、「拾い子」の語り手が登場人物に対して下す価値判断にも影

21) Vgl. Müller-Salget: Kommentarteil (Anm. 4), S. 874.

響を与えている。息子を懲らしめようとするピアキが「誠実な老人 (des redlichen Alten)」(273) と呼ばれ、夫に従い自らも隠居の身へと退く妻が「彼の忠実ですばらしいエルヴィーレ (seiner treuen, trefflichen Elvire)」(268) と称賛されるとき、これらの価値判断を規定しているのは家政学における理想的な父と母のイメージであろう。ところが同じ語り手によってエルヴィーレの過去の体験とそれに関わる彼女の秘め事について知らされる読者は、この語り手の判断に疑念を抱かざるを得なくなるのである²²⁾。

3. 生まれ得ない子

ピアキの若い妻エルヴィーレは、彼が最初の妻を亡くしたあとに迎え入れた後妻であり、ペストで死んだパオロも自分が産んだ子ではない。語り手によって非の打ちどころのない妻、そして母として提示されるエルヴィーレはいつもどことなく愁いをたたえているのであるが、これは彼女が13歳のときに体験した「ある心揺さぶる事件 (einem rührenden Vorfall)」(268) に起因する。ジェノヴァの裕福な染物商の娘であった彼女は、家が火災に見舞われたとき逃げ遅れてしまう。もうだめかと思われたその瞬間、一人の若い貴族が火の中に飛び込み間一髪のところまで彼女は救われる。しかしこの勇敢な青年は救出の際に頭に負った傷が原因で、エルヴィーレの付きっ切りの看病もむなしく、3年間苦痛にあえいだのちに死んでしまう。この事件は彼女の心に深い傷を残すことになる。商人として青年の父の邸宅に出入りをしてきたピアキはここでエルヴィーレを知り、彼が亡くなってから2年後に妻として迎え入れるのだが、ピアキは「彼の(貴族の青年の)名を口にするなどして、彼女にこの青年のことを思い出させてしまうことがないよう細心の注意を払っていた」(269)。

22) 「拾い子」における語り手の疑わしさはしばしば指摘されている。Vgl. ebd.; Stephens: Heinrich von Kleist (Anm. 6), S. 227–232; Blamberger: Der Findling (Anm. 6), S. 134.

なぜならば、それによって彼女の美しく感じやすい心を激しく動揺させてしまう (bewegte) ことを知っていたからである。些細なきっかけであっても、青年がエルヴィーレのために苦しみ亡くなった時分のことを少しでも思い出してしまうと、彼女はいつも心を揺さぶられ (rührte) 涙を流すのだった。そうなると思慰めたり落ち着かせたりするすべはもうない。彼女はそれがどこであったとしても、立ち去ってしまうのだが、一人きりで心痛を泣きはらさせる以外に方法がないということは実証済みであったので、誰もあとを追わなかった。ピアキ以外に、頻繁に繰り返されるこの奇妙な動揺 (Erschütterungen) の原因を知る者はいなかった。この出来事についてエルヴィーレは一言たりとも口にするとはなかったからである。周囲もこれを、彼女が結婚直後におかされた高熱以来残ってしまった過敏な神経系のせいにして、その原因についてのあらゆる詮索をあきらめるのに慣れてしまっていた。(269～270)

この箇所でも、冒頭のピアキの描写と同じく「動揺」や「揺らぎ」といった意味領域に属する単語が繰り返し用いられる。それによりエルヴィーレが情緒不安定な人物であることが明らかになるのだ²³⁾。しかも彼女の情動は自分のために命を落とした貴族の青年との忘れがたき体験およびその記

23) ツムブッシュも、ニコロの冷淡さに対比させられるピアキとエルヴィーレの情動に注目している。Vgl. Cornelia Zumbusch: Übler Schutz. Die Pest und das Problem der Abwehr in Kleists „Der Findling“. In: Zeitschrift für deutsche Philologie 128-4 (2009), S. 481-510, hier S. 499-501. ヴァイグルはエルヴィーレの情動と18世紀のヒステリーについての言説との関連性を指摘している。抑圧された性的欲動から発するとされた女性のヒステリーが病理的な現象として認識されたのは18世紀であり、クライストの描写にはそれが読み取れるというわけである。Vgl. Sigrid Weigl: Der ‚Findling‘ als ‚gefährliches Supplement‘. Der Schrecken der Bilder und die physikalische Affekttheorie in Kleists Inszenierung diskursiver Übergänge um 1800. In: Kleist-Jahrbuch 2001, S. 120-134, hier S. 127-129.

憶に起因するものである。夫以外の男との思い出のために情緒不安定に陥る妻というのは、情動を戒め、かつ健全な夫婦関係を理想化する家政学の観点から見て好ましいものではない。だからこそピアキもエルヴィーレの過去について真実を語らず、それが病理的な問題であるかのように偽装するのである²⁴⁾。

ピアキによる偽装はこれだけにとどまらない。ニコロのしつけのよい妻コンスタンツェが産褥の床で、生まれただばかりの赤子とともに死ぬ。妻を愛していなかったニコロは不実にも、葬儀が目前に迫ろうというのに、愛人を逢引へと誘うべく、彼女の侍女を呼び寄せ手紙を渡す。偶然その侍女と出くわしたピアキは「半ば策略的に、半ば暴力的に」(272) 手紙を奪い取り、「偽りの筆跡でもって (mit verstellter Schrift)」(272) 偽の手紙を書き、ニコロを教会へと誘い出す。何も知らないニコロが愛人との逢瀬を楽しむべく揚々と教会へ出かけると、なんとそこではコンスタンツェの葬儀が執り行われていた。埋葬の日取りをピアキが変更していたのである。こうして計算づくの策略でもってまんまと息子に恥をかかせることに成功したピアキを語り手は「誠実な老人 (des redlichen Alten)」(273) と呼ぶのである。これには違和感を感じざるを得ないであろう²⁵⁾。

父のこの試みはかえって逆効果となり、ニコロの反抗心は強まるばかり

24) エスターレとツムブッシュも、ピアキによってエルヴィーレの発作の原因が秘匿されていると指摘する。Vgl. Oesterle: Redlichkeit versus Verstellung (Anm. 2), S. 169; Zumbusch: Übler Schutz (Anm. 23), S. 499–500. 「拾い子」における偽装 (Verstellung) という問題に注目する研究は少なくないが、その際しばしば指摘されるのが、誠実さ (Redlichkeit) を重視する啓蒙主義による、17世紀宮廷文化とそこで重宝された擬態 (simulatio) および偽装 (dissimulatio) の技術に対する批判がクライストによって意識されているという点である。Vgl. Oesterle: Redlichkeit versus Verstellung (Anm. 2), S. 159–173; Soboczynski: Die Impotenz des Händlers (Anm. 6), S. 129–135.

25) ミュラー＝ザルゲトもそのように読む。Vgl. Müller-Salget: Kommentar (Anm. 4), S. 874.

である。手紙を渡すために愛人の侍女と一緒にいたところを母に見られていた彼は、教会での一件はエルヴィーレによる密告が原因であると誤解し、母への復讐心をたぎらせるとともに、情欲も抱くようになる。なぜなら、侍女とともにいるところを見られた際、一瞬母が見せた憤懣が、「穏やかな、まれにしか激情に動揺させられることのない彼女の顔に (über ihr mildes, von Affekten nur selten bewegtes Antlitz)」(273) 無限の魅力を与えていたからである。この引用からも明らかなようにニコロも、父の偽装によって、エルヴィーレが貞淑で道徳的な妻にして母であると信じ込んでいたのである。

エルヴィーレに対する復讐の機会をうかがっていたニコロは、あるとき彼女だけしかいないはずの寝室から話し声が聞こえてくるのを奇異に思い、鍵穴から中を覗いてみると、母が「恍惚の姿勢で (in der Stellung der Verzückung)」(273) 誰か見知らぬ人物の足元に横たわっている。彼女と情夫との決定的瞬間をつかんだと思ったニコロは二人が出てくるのを待つが部屋から出てきたのはエルヴィーレ一人である。そんなはずはないと密かに母の部屋に入ってみるとそこには誰もおらず、ただ「絹製の赤い幕のかかった壁龕の中に若い騎士を描いた等身大の絵が特別な光に照らされて」(274) かけられているだけであった。エルヴィーレの過去の体験をすでに知っている読者はこれが彼女の命を救った青年貴族だとすぐに分かる。彼女はこの絵の前でひざまずき性的な恍惚感に浸るのを習慣としていたのだ。

この描写によって、これまで語り手が印象付けてきた「健全かつ道徳的」な夫婦としてのピアキとエルヴィーレの関係性がますます疑わしいものになる。なぜならば、亡くなった青年への思いを断ち切れず、その絵を描かせ、さらにそれを愛でながら性的な陶酔に浸るエルヴィーレが、青年以外の男を真の夫として受け入れるなどとは考えにくいからである。したがって彼女とピアキとの間に夫婦の交わりがあるとは考えられず、実際、語り手自身も、エルヴィーレの視点に立って「老人からはもはや子供は望

めない」(267)と述べることによってそれを暗示している。しかしここでも語り手の説明が矛盾しているのは明らかである。ステイーヴンスが指摘している通り、夫婦に子供が望めないのは年老いたピアキが不能であるからではなく(このときピアキはまだ50歳前後である)、エルヴィーレの若き貴族に対する情欲のせいで夫婦の交わりがないからである²⁶⁾。妻の情動(Affekt)、しかも夫以外の男の肖像への性的発作によって「健全なる」夫婦関係が成り立たず、子供も期待しえなとなれば、それは家政学的観点からみれば憂慮すべき状況であろう。だからこそピアキはエルヴィーレの秘密を隠し、二人が問題のない夫婦であるかのように偽装するのであり、語り手もこの偽装に惑わされている(あるいは、加担している)のだ。しかしこの二人が子供のできない夫婦であるとすれば、ペストによる一人息子パオロの死は直ちにピアキ家の存亡に関わることになる。したがって、ニコロをパオロの代わりに連れ帰るピアキの行為も、一見すると、憐みの情から発した衝動的な行為であるかのように思われるが、家を存続させるために必要な措置であったととらえることも可能なのだ。そしてまさにこの「子供のできない夫婦」という主題において、クライストの「拾い子」は1800年頃の統治や行政をめぐる歴史的な文脈との深い関わりを示しているのである。

4. ポリツァイと家父

すでに見た通り、燃え盛る家から逃げ遅れた13歳のエルヴィーレは、

26) Vgl. Stephens: Heinrich von Kleist (Anm. 6), S. 229. 引用箇所を文字通りにとってピアキを不能と見なす見解としては以下参照。Soboczynski: Die Impotenz des Händlers (Anm. 6); Weigl: Der ‚Findling‘ als ‚gefährliches Supplement‘ (Anm. 23), S. 127–128. ピアキとエルヴィーレとの間に夫婦の交わりがあるのかという問題は岡本も指摘している。岡本雅克「人間の根源に潜む暴力—ハインリヒ・フォン・クライストの『拾い子』について—」『成城大学共通教育論集』6巻(2014), 125～141頁、ここでは130頁参照。

間一髪のところを「貴族の家柄の (vom Geschlecht der Patrizier)」(269) 青年に救出される。火災からの救出は、クライストが好んだモチーフで、戯曲『ハイルブロンンのケートヒェン』や『ヘルマンの戦い』でも用いられているが、すでに 1801 年に書かれた手紙の中にも登場する。ここでクライストは、ゲルマン人をローマから解放したアルミニウス (=ヘルマン) が生きた時代に見られたような英雄的行為が現代においては意味を失ってしまったことを嘆きつつ、次のように書いている。

なぜならば、秩序というものが発明されて以来、あらゆる偉大な徳が不可能となってしまったからなのです。もし一人の貧者がわれわれに施しを求めてくれば、ポリツァイ令 (Policeidict) がわれわれに、彼を矯正施設に収容すべしと命じる。気の短い人が、燃え盛る家の窓から助けを求めて叫ぶ老人を救出しようとするれば、入口に立つ監視者が、必要な措置はすでに講じられたからといって彼を下がらせる。一人の若者が、祖国を脅かす敵に向かって勇敢にも武器を取ろうとするれば、人は彼に、金をもらって国を守る軍隊が王によって雇われていると諭す。——偉大なる瞬間にめぐり合ったアルミニウスは幸運でした。なぜって、今日であれば、プロイセン連隊の少尉などになる以外に彼にどんな可能性が残されているというのです²⁷⁾。

「拾い子」では青年が炎に飛び込み犠牲的な死を遂げるわけだが、この手紙の例では監視者による妨害が入り救助者の死は予防される。炎からの救出にせよ施しにせよ祖国防衛にせよいずれも自己犠牲を伴う行為であり、この手紙ではそれが「徳」として称えられる。他方で徳の発現を妨げるのは「秩序」であって、貧者を矯正施設へと送るポリツァイ令もこれを志向

27) Heinrich von Kleist: Brief an Adolphine von Werdeck vom 29. November 1801. In: ders.: Sämtliche Werke und Briefe (Anm. 1), Bd. 4, Frankfurt a. M. 1997, S. 279–283, hier S. 279.

するものとされる。Polizeiは現在であれば安全・治安維持を司る組織としての「警察」という訳語が与えられるのが一般的であるが1800年頃はそのようではない。当時の「ポリツァイ」には、安全のみならず、公共の福祉(Wohlfahrt)増進の名のもとに、現在でいうところの行政活動一般に比肩しうるような幅広い権限が与えられていたのである²⁸⁾。貧民救済もその一つであり、クライストが矯正施設をポリツァイ令と関連付けるのもそのためである。

徳としての自己犠牲とそれに対置されるポリツァイという構図は「拾い子」の冒頭部分においても確認できる。すでに示した通り、ピアキは、ニコロを拾い上げてから追手によって捕縛され、隔離のため市内の病院へと連行されてしまうのだが、この措置はピアキとニコロの逃亡を嗅ぎつけた「ポリツァイの命令のもと」(266)実行されたものである。そして、ペストの感染拡大を防がんとするポリツァイによる監視の網をかいくぐって逃亡してきた感染者ニコロを救出するピアキの行為は、エルヴィーレを炎の中から救出した青年貴族のそれと同じく、自身の命を顧みない自己犠牲的行為である²⁹⁾。自己犠牲的行為とポリツァイとの対置は、すでに見てきた家政学とポリツァイの関係性を確認すれば、その意味が明らかになる。そのために以下ではまずポリツァイの歴史を概観する。

ギリシア語のPoliteiaに遡るポリツァイ(Policey)という概念がドイツで見られるようになるのは15世紀頃からであり、当初、「善きポリツァイ(gute Policey)」などの言葉でもって表されていたのは、法と平和が維持された状態、すなわち目指されるべき秩序それ自体であったが、概念的発展のなかで「ポリツァイ」は、その秩序を実現するための手段や措

28) ドイツにおけるポリツァイおよびその歴史についてはとりわけ以下参照。

Hans Maier: Die ältere deutsche Staats- und Verwaltungslehre, 2. Aufl., München 1980; Stolleis: Geschichte des öffentlichen Rechts (Anm. 11), S. 334–393.

29) このピアキと青年貴族との共通性についてはエスターレも指摘している。

Vgl. Oesterle: Redlichkeit versus Verstellung (Anm. 2), S. 170.

置をも意味するようになる³⁰⁾。農村部からの人口流入による治安悪化やペストの流行等の問題に直面した都市において、ポリツァイ条令という形で初めて登場した立法の試みはその後、中世的な身分制秩序の崩壊とも相まって、領邦レベル、帝国レベルへと波及していく³¹⁾。こうしたポリツァイ条令においては、道徳・倫理に関わる「瀆神、姦通、誘惑、賭博、祝祭の際の奢侈、暴飲」や「乞食と施し物」等の問題から、都市インフラに関わる諸問題、すなわち「衛生」、「道路清掃、防火、建物および交通」、さらには農業や産業といった経済的分野における諸規則に至るまで幅広い事柄が対象となった³²⁾。その後16世紀から18世紀にかけてポリツァイ条令は領邦内における君主自らの支配権維持・強化のための手段としての性格も強めていく。ヴェストファーレン条約により主権者としての地位を確立したドイツの領邦君主たちにとって、喫緊の課題は三十年戦争によって荒廃した国家の立て直しであり、また人口増加であった³³⁾。こうした目的により規定されていた領邦君主の絶対主義にとって、アリストテレス実践哲学における幸福主義の伝統に立ちながら、最高善や公共の福祉の理念と結びついていたポリツァイの理論は都合のよいものであった³⁴⁾。福祉を促進す

30) ポリツァイの概念史については以下参照。Franz-Ludwig Kne Meyer: Polizei. In: Otto Brunner/Werner Conze/Reinhart Koselleck (Hrsg.): *Geschichtliche Grundbegriffe. Historisches Lexikon zur politisch-sozialen Sprache in Deutschland*, Bd. 4, Stuttgart 2004, S. 875–897; Maier: *Die ältere deutsche Staats- und Verwaltungslehre* (Anm. 28), S. 92–105.

31) この点についてはゲルハルト・エストライヒ（千葉徳夫訳）「ポリツァイと政治的叡知—ドイツ・バロック時代の都市と国家における社会・政治思想の展開—」, ゲルハルト・エストライヒ（阪口修平・千葉徳夫・山内進編訳）『近代国家の覚醒—新ストア主義・身分制・ポリツァイ—』創文社, 1993年, 127～145頁所収, ここでは129～136頁も参照。

32) 同上129～131頁。

33) Vgl. Stolleis: *Geschichte des öffentlichen Rechts* (Anm. 11), S. 353.

34) Vgl. dazu Maier: *Die ältere deutsche Staats- und Verwaltungslehre* (Anm. 28), S. 162 und 171–172.

ることで人口および富を増大させ、国力増強につなげんとする重商主義的富国強兵策³⁵⁾を推進するために、領邦君主の一方的な命令という立法形式でもってポリツァイ条令が定められ³⁶⁾、その執行のための行政組織すなわちポリツァイも整備される。そしてこのポリツァイが、農業・産業分野や都市インフラのみならず、衛生・健康や道徳といった観点から、家、さらには個人の内面に至るまで人間の生のあらゆる領域への介入を試みるのである。歴史家ゲルハルト・エストライヒが、ウェーバーの合理化やエリアスの文明化といったパラダイムを意識しつつ、社会的紀律化と名付けたこのプロセスは18世紀の啓蒙絶対主義の時代へと引き継がれることになる³⁷⁾。

領邦におけるポリツァイの重要性が増すにつれ関連する実務に従事する官吏養成への需要も高まったため、大学にポリツァイに関する知識も含む官房学(Kameralwissenschaft)の講座が設置されるに至る³⁸⁾。1727年にハレとともにドイツで初めて講座が開設されたフランクフルト・アン・デア・オーダー(クライストの生地でもある)に初代正教授として迎えられたユストゥス・クリストフ・デイトマール(1678～1737年)は、官房学を三つの部門、すなわち、公共の福祉にかかわる諸々の対象(人口増加、徳にかなった生活態度、教育、健康等)を扱うポリツァイ学、君主の収

35) 他方、フリッツ・ハルトゥングは一般的な重商主義と倫理・道徳を強調するドイツ領邦君主の絶対主義的経済政策との違いを指摘している。F. ハルトゥング(成瀬治・坂井栄八郎訳)『ドイツ国制史—15世紀から現代まで—』岩波書店、1980年、97頁参照。

36) この点についてはW. エーベル(西川洋一訳)『ドイツ立法史』東京大学出版会、1985年、102～114頁参照。

37) エストライヒの社会的紀律化概念についてはゲルハルト・エストライヒ(阪口修平・平城照介訳)「ヨーロッパ絶対主義の構造に関する諸問題」、F. ハルトゥング、R. フィーアハウスほか(成瀬治編訳)『伝統社会と近代国家』岩波書店、1982年、233～258頁所収、ここでは244～256頁参照。

38) この歴史的経緯については以下参照。Maier: Die ältere deutsche Staats- und Verwaltungslehre (Anm. 28), S. 164–181.

入・支出を扱う財政学、そして農村および都市の生業促進により富、ひいては幸福の増進を図る家政学からなる学問として体系化した³⁹⁾。こうしてデイトマールにおいて、すでに見た家政学（ここでは「Oeconomische Wissenschaft oder Hauß-Wirthschaffts- und Haußhaltungs-Kunst」⁴⁰⁾と名付けられる）が官房学の一部門として位置付けられるのであるが、ここでも例えば農村における生業については、農耕、牧畜、園芸、葡萄栽培、林業、水車等が扱われその内容は「家父の書」のそれとほとんど変わらない⁴¹⁾。それどころか他の二部門、ポリツァイ学と財政学で扱われている徳生活態度、教育、健康、収入・支出も、すでに見た通り家政学の主題であった。ポリツァイ学を含む「国家統治理論」⁴²⁾としての官房学と家政学とのこの親和性を説明する際にしばしば持ち出されるのが、領邦の家産国家的性格ゆえに君主すなわち国父（Landesvater）が司る国家家政と家父（Hausvater）が司る家の家政との間の類比が可能であったという点である⁴³⁾。ポリツァイ学が描く理想の社会においては、家政学の描く理想的な家におけるのと同様に、人々は健康かつ道徳的で秩序が保たれていなければ

39) 海老原明夫「カメラールヴィッセンシャフトにおける『家』—J・H・G・フォン・ユスティの思想を中心として—(二)」,『国家学会雑誌』94巻9・10号(1981年)603～658頁、ここでは621～625頁参照。デイトマールのポリツァイ学については栗城寿夫「十八世紀ドイツ国法理論における二元主義的傾向(九)」,『法学雑誌』17巻・1号(1970年)60～99頁、ここでは74～89頁も参照。

40) Justus Christoph Dithmar: Einleitung in die Oeconomische Policei- und Cameral-Wissenschaften, Frankfurt a. d. O 1745, S. 2.

41) 海老原「カメラールヴィッセンシャフトにおける『家』(二)」(注39) 622頁参照。

42) 同上 611頁。

43) 例えば、海老原明夫「カメラールヴィッセンシャフトにおける『家』—J・H・G・フォン・ユスティの思想を中心として—(三)」,『国家学会雑誌』95巻7・8号(1982年)429～490頁、ここでは439頁、Stolleis: Geschichte des öffentlichen Rechts (Anm. 11), S. 338–342.

ばならない。ポリツァイ学は、こうした社会を実現することにより人口と富を最大化すべしと説くのである。

人口増加や富国强兵という観点からすれば、ペストに対して措置が講じられなければならないのは当然であるし、また無為に物乞いをするだけの貧者も富を生み出す労働者へと矯正されなければならない。炎につつまれた家に取り残された未だ生殖能力のない少女あるいは老人を救出するために、労働力のみならず兵力としても利用可能な成年男子が命を落とすというのも合理的とはいえないだろう。そして、子供が望めない夫婦も当然のことながら問題視されることになる。実際、啓蒙絶対主義期における官房学・ポリツァイ学の代表的な学者で、プロイセンの行政実務にも大きな影響を与えたヨハン・ハインリヒ・ゴットロープ・フォン・ユスティ（1717～1771年）も婚姻を、「子供をもうけるための男女の永続的結合で、市民法の規定する儀式によって認証された」⁴⁴⁾ものと定義付けているのである⁴⁵⁾。1805年にケーニヒスベルクにおいて、ポリツァイ事項を所管する軍事＝御料地財務庁（Kriegs- und Domänenkammer）に臨時職員として勤務し、同時期に同地の大学で官房学の講義も聴講していたクライストが、ポリツァイ学に精通していたのは間違いない⁴⁶⁾。物語「拾い子」において

44) Johann Heinrich Gottlob von Justi: *Rechtliche Abhandlung von denen Ehen, die an und vor sich selbst ungültig und nichtig sind; (de Matrimonio putativo et illegitimo)*, Leipzig 1757, S. 30.

45) ユスティにおける婚姻の概念については海老原「カメラルールヴィッセンシャフトにおける『家』(三)」(注43), 467～469頁参照。海老原によれば、ユスティは、人口増加政策との関連で婚姻を重視する。

46) この時期の伝記的背景については以下参照。Heinrich von Kleist: *Brief an Karl von Stein zum Altenstein vom 13. Mai 1805*. In: ders.: *Sämtliche Werke und Briefe* (Anm. 1), Bd. 4, Frankfurt a. M. 1997, S. 338–341; Christiane Schreiber: „Was sind dies für Zeiten!“ Heinrich von Kleist und die preußischen Reformen, Frankfurt a. M./Bern/New York/Paris 1991, S. 79–94. 軍事＝御料地財務庁についてはハルトゥング『ドイツ国制史』(注35), 160～165頁参照。

も、家政学の影響下に発展したポリツァイについての作者の考察が垣間見えるのである。

5. 秩序と予防措置

興味深いことに官房学者デイトマールは自らの教科書『家政学・ポリツァイ学・財政学入門』（初版 1729 年）において、伝染病発生時の措置を、「通商（Von Kauffmannschafft und Commerciën）」⁴⁷⁾に関わるポリツァイ事項としても扱う。「戦時および伝染病発生時における通商に関する措置（Vorsichtigkeit wegen der Commerciën in Kriegen u. Contagiösen Zeiten）」⁴⁸⁾と題された節は次のように説明する。

戦時においては、中立もしくは通商条約によって、禁制品を除き自由取引が継続されるよう配慮されねばならない。一方、伝染病発生時は感染地域の封鎖の他あらゆる予防措置（alle Vorsichtigkeit）が講じられねばならない⁴⁹⁾。

商人は交易のために各地を渡り歩く。だからこそ伝染病発生時は都市の封鎖その他あらゆる措置でもって商人の動きを止め、感染拡大を予防すべきなのである。「拾い子」の冒頭でラグーザ市のポリツァイが都市を封鎖し、また商人ピアキ一行を捕縛し市内の病院に収容するとすれば、このポリツァイはポリツァイ学の教えに則り、予防措置を講じているといえる。家を配慮する家父ピアキのみならず、住民の健康を配慮するポリツァイも予測されるリスクを回避しようとするのである。突発的な憐みの情から発するニコロの救出という自己犠牲的行為によって一瞬だけ家政学やポリツァイ学の教えから逸脱するピアキもすぐに正気に戻り、感染者から逃れる術を

47) Dithmar: Einleitung (Anm. 40), S. 204.

48) Ebd., S. 204.

49) Ebd., S. 209–210.

探し始める。ところがそこに、同じくリスク（ここでは感染拡大）を軽減すべく行為するポリツァイが介入し、その措置の結果、ピアキの息子パオロの命が失われてしまう。息子の代わりにニコロをローマへ連れ帰るというピアキの最終的な決断が、予防的配慮に基づくものと見なしうるという点はすでに指摘した。物語の冒頭部分は、家父とポリツァイを描写しながら、予測不可能性の問題を暗示しているのである。

生じうるリスクに対する予防的な配慮という観点はポリツァイの理論その根底において規定している思考の一つである⁵⁰⁾。例えば、先に紹介したユスティの家政学においても、財産を増やすための原則として綿密な計画の重要性が力説される⁵¹⁾。ユスティによれば、計画が完成したならば「次にこの目標や計画に必要な手段と方策が十分に吟味されると同時に、計画に立ちはだかるであろう困難や障害、そしてそれらに対する対抗手段も考慮されねばならない」⁵²⁾。こうして吟味され厳選された諸手段全てが、自らに課せられた効果を発揮し、「互いに促進し合う」状態をユスティは「秩序」と呼ぶ⁵³⁾。ユスティの家政学においては、全ての事柄を予見可能にするこの秩序こそが重要なのであり、「あらゆる仕事の魂」⁵⁴⁾なのである。

50) この点はヨーゼフ・フォークルも強調している。Vgl. Joseph Vogl: Staatsbegehren. Zur Epoche der Policey. In: Deutsche Vierteljahrsschrift für Literaturwissenschaft und Geistesgeschichte 74-4 (2000), S. 600-626. 統治と予防という問題についてはミシェル・フーコー（高桑和巳訳）『安全・領土・人口 コレージュ・ド・フランス講義 1977-1978 年度』筑摩書房、2007 年も参照。

51) この点については海老原「カメラールヴィッセンシャフトにおける『家』(三)」(注 43)、431 頁も参照。

52) Johann Heinrich Gottlob von Justi: Staatswirtschaft oder Systematische Abhandlung aller Oekonomischen und Cameral-Wissenschaften, die zur Regierung eines Landes erfordert werden. Erster Teil, 2. Aufl., Leipzig 1758, S. 454.

53) Ebd., S. 458.

54) Ebd., S. 459.

「拾い子」におけるピアキもこの家政学の教えに従って、生じうるリスクを予測し、それに対して予防的な措置を講じていく。妻亡きあとエルヴィーレを新たな妻として迎え入れ、息子パオロ亡きあとニコロを養子にしたのも、家の存続を考えてのことである。またニコロに放蕩癖が兆せば、息子を結婚させその芽を摘み取ろうとする。さらに、偽りの手紙を書き、妻の葬儀が行われている教会にニコロをおびき寄せるのも、息子に対する懲罰的効果を計算しての策略である。しかしこれらの措置はことごとく失敗する。エルヴィーレはその性癖のため家の名声を傷つけかねない要素となり、ピアキにさらなる偽装を強いる。子供も期待しえない。ニコロへの懲罰も彼の両親に対する反抗心をかえって増長させる結果となり、エルヴィーレへの復讐心と情欲が頂点に達したニコロは最終的に母を犯そうとまでする。これを目にした父は今一度、家父が子に対して有する懲戒権をたのみに、妻の寝室の「壁から鞭をとり」(280)、ニコロを家から追い出そうと試みるのであるが、ここでもクライストの描写は同時代のポリツァイ学との関連性を示している。ヨーロッパの伝統的な社会観に依拠しつつ、自由圏としての家を国家の最も基本的な構成単位とみるユスティは、個別の家の支配についてはできる限り家父に任せるべきであり当局の介入は制限されなければならないと説く⁵⁵⁾。ポリツァイ学に関する教科書『国家の権力と幸福の基礎』(初版 1760 / 1761 年)の「家の統治 (Von der häuslichen Regierung)」と題された章で、家父による支配権という極めて家政学的な主題を論じるユスティによれば、「事物の本性からして、家父は、妻と子供の勤勉、秩序、儉約を維持するために、まず何よりも、十分な権力 (genugsame Gewalt) を保持しなければならない」⁵⁶⁾。そして

55) Vgl. Johann Heinrich Gottlob von Justi: Die Grundfeste zu der Macht und Glückseligkeit der Staaten; oder ausführliche Vorstellung der gesamten Policy-Wissenschaft, 2. Bd., Königsberg/Leipzig 1761, S. 136. ユスティのポリツァイ学における家の自由については海老原「カメラルヴィッセンシャフトにおける『家』(三)」(注 43), 447 ~ 464 頁参照。

56) Justi: Die Grundfeste (Anm. 55), S. 135.

「夫が、怠惰、無秩序、浪費ゆえに妻に加える折檻が適度であるならば (mäßig züchtigt)」⁵⁷⁾、裁判はこれに介入すべきではない。「これは事物の本性からして当局が決して立ち入ることができない事案である。なぜならば妻の怠惰や無秩序に関して証人に尋問すれば、必ずや家族全体に不和をもたらすことになるからである (……)。⁵⁸⁾ 家の内部の事案に関しては、裁判という公的手段は補完的であるべきなのである⁵⁹⁾。同様の説明は子に対する支配についても述べられる⁶⁰⁾。こうしてユスティにおいて、家父による懲戒権行使は、自然的な共同体としての家という基本原理のみならず、秘密保持という観点からも正当化される。家庭内の採め事はむやみに暴露されるべきではないのである。

この家政学的・ポリツァイ学的観点からすれば、エルヴィーレの性的な興奮は妻の「無秩序」に他ならないから、これをピアキが偽装しようとするのは理解できるし、また夫婦の寝室の壁に鞭がかけられていたとしても不思議なことではない⁶¹⁾。ピアキは、息子による母の陵辱という今回の不祥事をも当初「秘密裏に処理 (still abzumachen)」(280)しようとするのであるから、やはり家政学の教えに忠実である。しかしここでも父があらかじめ講じていた予防的措置が誤りであったことが露呈する。ニコロの結婚を機に、その財産の大半を彼に贈与したのは、息子が健全かつ道徳的な夫となりそして父となってピアキ家を継ぐことを見越しての措置であったが、すでに見た通りニコロの子は生まれて間もなく母と共にあっけなく死ぬ。そして今やこの財産贈与を根拠として父は逆に家から追い出されてしまうのである。エルヴィーレはこの事件によって被った精神的打撃により死に、訴え出た裁判も当局の腐敗のため機能しない。家や国家という制

57) Ebd., S. 136.

58) Ebd.

59) Vgl. ebd., S. 145.

60) Vgl. ebd., S. 138–140.

61) Vgl. Müller-Salget: Kommentarteil (Anm. 4), S. 878.

度に基づくあらゆる救済手段の可能性を奪われたピアキはニコロを自らの手で殺す。こうして家政学やポリツァイ学が理想とする家父のモデルが瓦解するのである。

「拾い子」において「父」として登場するのは実はピアキだけではない。エルヴィーレを救出する青年貴族も、暗示的にはあるが「父」として現れるのだ。なぜならば、彼に与えられる「貴族 (Patrizier)」（269）という称号は、古代ローマの貴族階級パトリキイー (patricii) に遡る言葉であり、このパトリキイー自体は父=家長を表す pater に由来するからである。実は官房学者ユスティが、家父の支配や家内裁判権を論じる際に、モンテスキューの『法の精神』を参照しつつ引き合いに出すのも、家族成員に対して絶対的な権力を有していたローマの家長 (pater familias) という形象に他ならない⁶²⁾。したがってピアキは、貴族 (Patrizier) の青年の代わりにエルヴィーレの夫となることで、やはり家長となるのである。しかしながらクライストにおいては、本来的な父であるはずの貴族が、家政を顧みることなく、自己犠牲的行為により命を落とす。そしてピアキもこの意味での父となることはできない。この点においてもクライストは家政学的・ポリツァイ学的な家父の形象を不確かなものとして提示するのである。クライストにおいては、しばしば、結果をあらかじめ計算した上での行為が機能しないかあるいは破滅的な結果をもたらす⁶³⁾。その意味で「拾い子」もクライスト的作品であるといえるが、ここには、同時代の家政学的・ポリツァイ学的思考に対する作者の疑念が表出しているという点もまた明らかであろう。

62) Vgl. Justi: Die Grundfeste (Anm. 55), S. 133–135. ローマ共和政における家長の概念については J. ブライケン (村上淳一・石井紫郎訳) 『ローマの共和政』山川出版社, 1984 年, 39～40 頁参照。

63) その代表的な例としては以下参照。Heinrich von Kleist: Über die allmähliche Verfertigung der Gedanken beim Reden. In: ders.: Sämtliche Werke und Briefe (Anm. 1), Bd. 3, Frankfurt a. M. 1990, S. 534–540.